

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業補助金交付事業
補助の区分	事業補助(奨励補助、協調事業補助)
補助の概要	危険な空家の解体、撤去及び処分を行う所有者等を支援することで、管理不全空家を減少させ、良好な景観を形成するため、市内の老朽危険廃屋の解体、撤去及び処分に要する経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	老朽危険廃屋の所有者、又は所有者から解体又は撤去について委任を受けた者
補助対象経費	老朽危険廃屋の解体撤去等の経費、解体に伴う廃材等の収集運搬費及び処分費等
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	上限50万円、下限15万円
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	1/2(国1/4、市1/4)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	解体撤去数20件/年 ○目標に対する費用対効果(計算式) 補助金交付決定額/補助対象事業費 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ及び募集案内による。
事業担当(担当部署)	環境対策課 環境対策係
事業担当(電話番号)	0259-63-3113